

## 第1回

# 熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会

こども政策課

# 目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (P3~P10)

## 1 条例制定の背景

(1) 背景・問題意識

(2) こどもに対する性犯罪の件数(全国)

(3) こどもに対する性犯罪の件数(熊本県)

(4) 公立学校の教職員の懲戒処分等の状況

(5) こども性暴力防止法の制定

## 2 本市のこども性被害防止の取組(全体)について

条例制定の進め方・スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ (P11~P13)

### 1 条例制定の進め方

### 2 条例制定スケジュール(案)

議題1 条例制定に向けた論点整理・・・・・・・・・・・・ (P14~P18)

議題2 市民からの意見聴取・・・・・・・・・・・・・・・・ (P19~P21)

はじめに

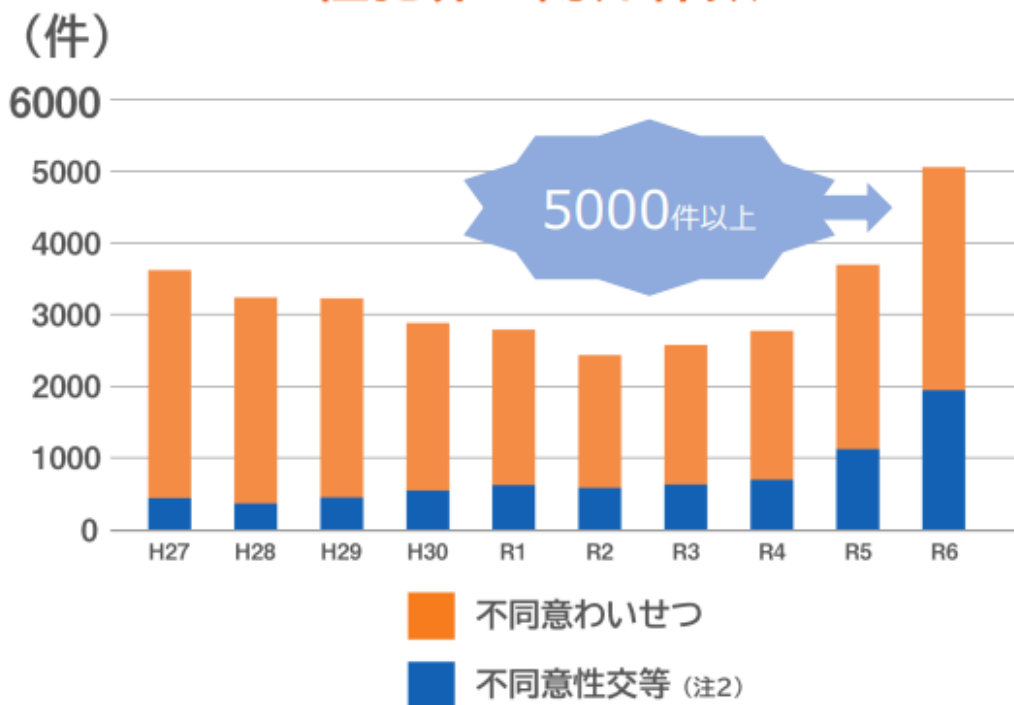
## (1) 背景・問題意識

- ✓ 教職員等による児童・生徒への性加害行為が全国的に多発し、教職員等に対する社会的信頼を大きく揺るがす事態となっている。
- ✓ 本市においても、令和7年7月に、校内において、女子生徒に対してわいせつな行為を行った市立中学校の教諭が懲戒免職処分となる重大事案が発生した。
- ✓ また、学校外でも、塾講師や習い事の指導者、ボランティア等による性加害事案が報道されており、こどもが日常的に接するあらゆる場で安全の確保が求められている。
- ✓ 令和8年末に予定されている「こども性暴力防止法」の施行にあわせて、本市においても、こどもの性被害防止に向けた取組の強化が急務となっている。
- ✓ 国の法制度を前提としつつ、市としての姿勢や考え方を明確に示すとともに、市・事業者・市民がそれぞれの立場から連携し、地域全体でこどもを守るための環境や基盤を整えることを目的に「熊本市こどもの性被害防止条例(仮称)」を制定する必要がある。

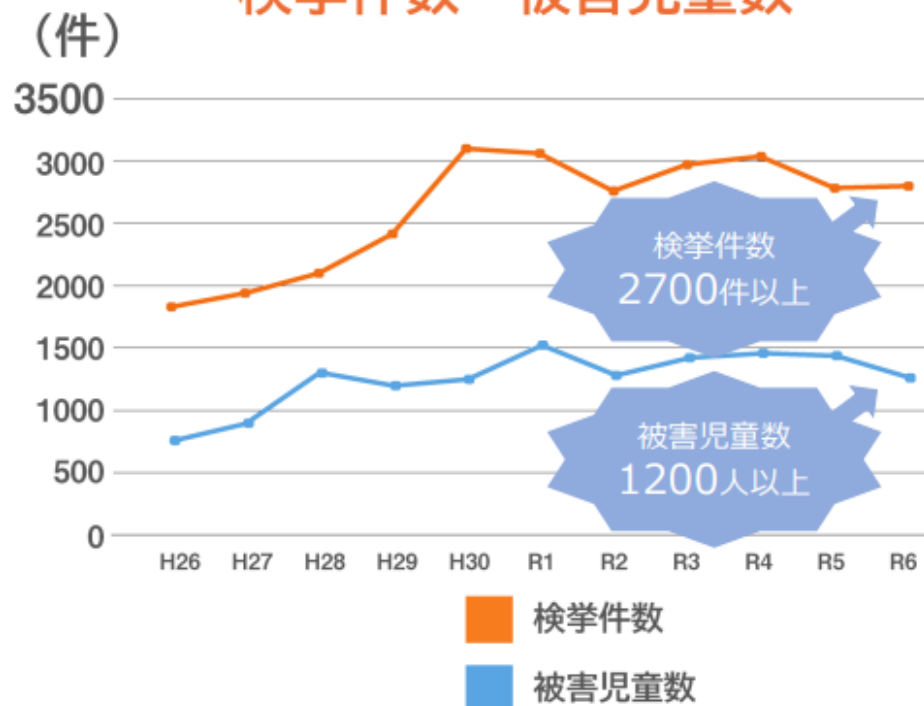
## (2) こどもに対する性犯罪の件数(全国)

(出典) こども家庭庁ホームページ「こども性暴力防止法の施行について(概要)」

### こどもが主な被害者となった性犯罪の認知件数(注1)



### 児童ポルノ犯罪の検挙件数・被害児童数



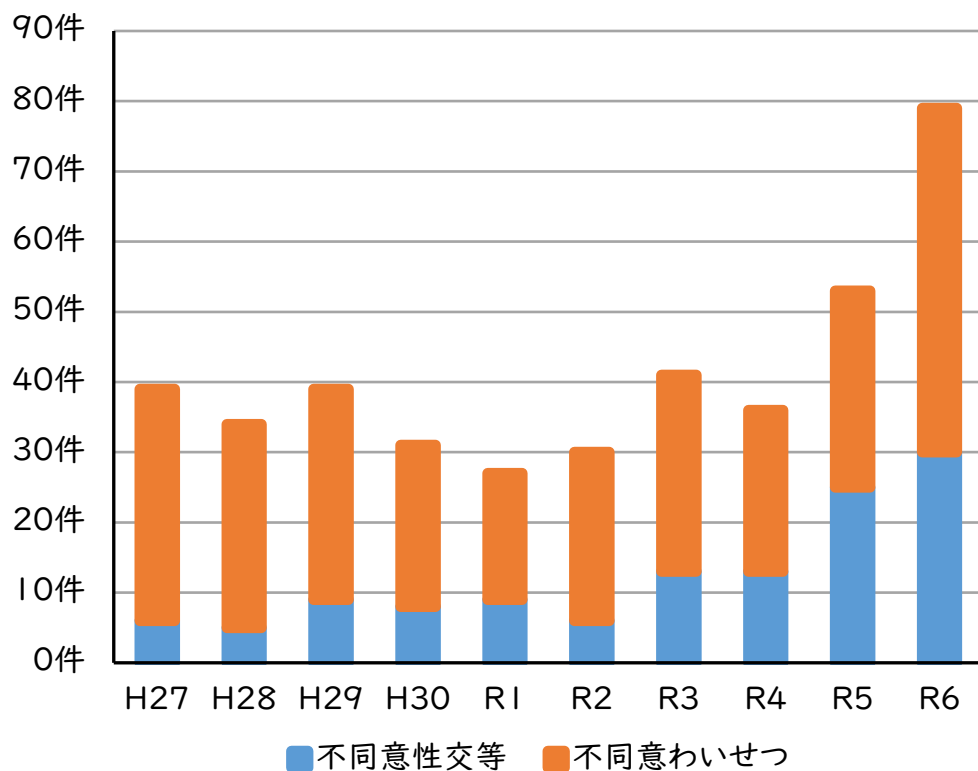
※警察庁提供資料をもとに作成

(注1)「こども」は20歳未満の者をいう

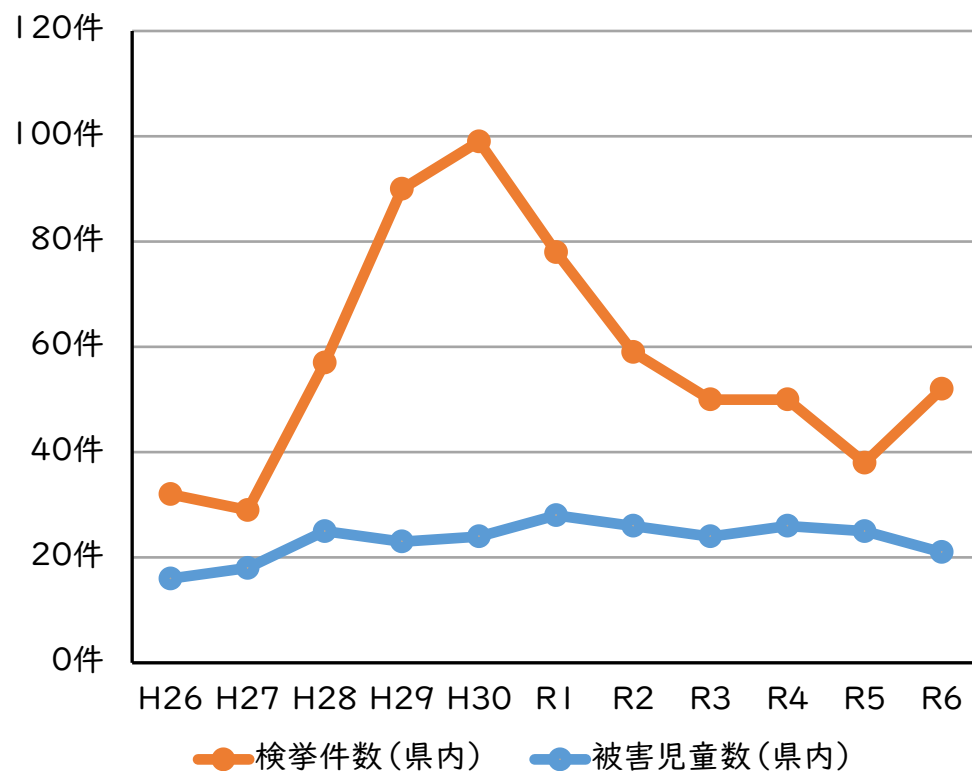
(注2)不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等

## (3) こどもに対する性犯罪の件数(熊本県)

### こどもが主な被害者となった 性犯罪の認知件数



### 児童ポルノ犯罪の 検挙件数・被害児童数



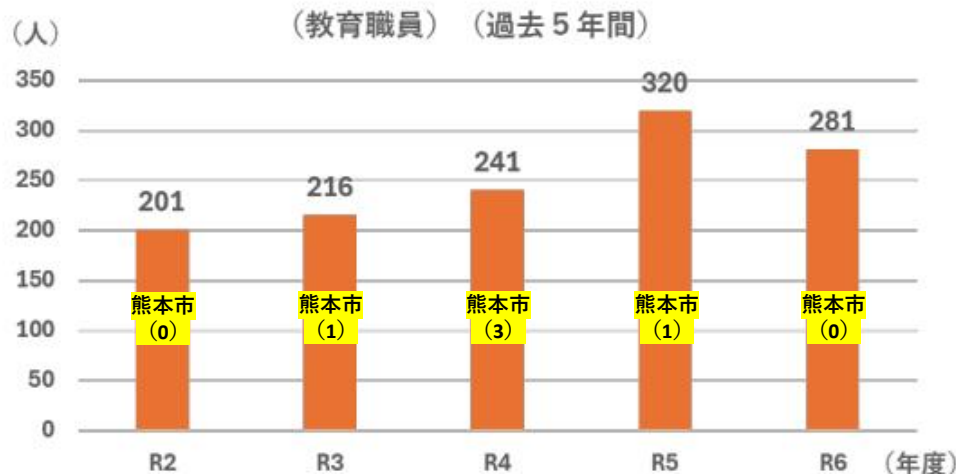
※熊本県警本部提供資料をもとに作成

「こども」や「不同意わいせつ及び不同意性交等」の定義は国資料と同様

## (4) 公立学校の教職員の懲戒処分等の状況

(出典)こども家庭庁ホームページ「こども性暴力防止法の施行について(概要)」を加工

性犯罪・性暴力等による懲戒処分等の推移

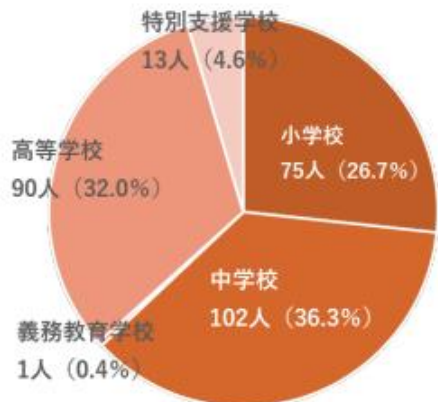


- 「性犯罪・性暴力等」を理由として懲戒処分等を受けた公立学校の教育職員は、近年、**毎年200人以上**になります。
- また、性別や年齢、学校種に関係なく、性犯罪・性暴力で懲戒処分等を受けている教育職員がいることが分かります。

※本市においても、恒常的に懲戒処分者が発生している。

※ 文部科学省、「令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」、2-5-3. 性犯罪・性暴力等による懲戒処分等の推移(教育職員)(過去5年間)を基に作成  
 ※ 令和2年度調査より幼稚園(幼稚園型認定こども園含む。)の教育職員についても調査の対象  
 ※ 「性犯罪・性暴力等」とは、児童生徒性暴力等又は性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。  
 ※ 「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為をいう。

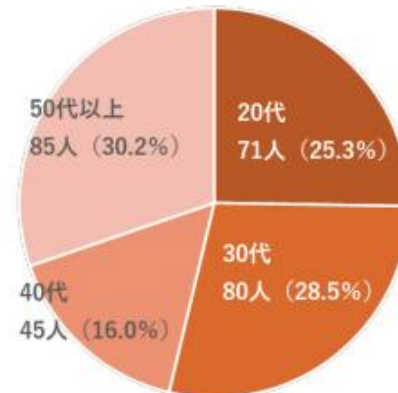
被処分者の所属する学校種  
(令和6年度)



被処分者の性別  
(令和6年度)



被処分者の年齢層  
(令和6年度)



※ 文部科学省、「令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」、2-5-1. 性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(令和6年度)を基に作成

## (5) こども性暴力防止法の制定

(出典) こども家庭庁ホームページ「こども性暴力防止法の施行について(概要)」

### 【参考】 こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



#### 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

#### 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

#### 対象事業者

##### 学校設置者等 (第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

##### 民間教育保育等事業者 (第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

#### 対象業務

##### 学校設置者等における教員等 (第2条第4項)

教諭、保育士等

##### 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

#### 対象事業者に求められる措置等

#### 安全確保措置

##### 1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン等)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談**を行いやすくなるための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

##### 初犯防止対策

##### 3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者
    - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
  - 民間教育保育等事業者の従事者
    - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

##### 再犯防止対策

##### 2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

##### 4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

##### 防止措置

#### 情報管理措置

##### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

#### 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

## 2 本市のこども性被害防止の取組(全体)について

### (1) 新たな取組(全体像)

- ✓ こどもの性被害防止対策の更なる充実を図るため、以下の取組を実施。

#### 【取組①】「こどもの性被害防止対策プロジェクトチーム」の設置(R7.10月~)

- 政策局・こども局・教育委員会事務局を中心に全庁的な対応を協議するプロジェクトチームを設置。
- 国の「こども性暴力防止法」の情報収集を行うとともに、「取組②」、「取組③」の検討及び着実な推進を図る。

#### 【取組②】「こどもの性被害防止対策パッケージ」の策定

- 「未然防止」、「早期発見」、「被害者支援」を柱として、早急に取り組むべき本市の取組をとりまとめた「こどもの性被害防止対策パッケージ」を策定。
- これまで実施してきた取組の充実を図るとともに、新たに必要な取組については、令和8年度当初予算に計上し、対策の強化を図る。

#### 【取組③】「こどもの性被害防止条例(仮称)」の制定

- 「こども性暴力防止法」とも整合を図り、こどもの性被害防止に向けた本市の基本理念や方針等を示した「こどもの性被害防止条例(仮称)」の制定。

## 2 本市の子ども性被害防止の取組(全体)について

### (2) 新たな取組(「子どもの性被害防止対策パッケージ」の策定)

令和8年度当初予算  
予算額 3.0億円(前年度比+0.8億円)

#### 子どもの性被害防止対策パッケージ

##### 1 未然防止(抑止力の強化)

56,564千円(+11,061千円)

##### 2 早期発見

89,454千円(+58,954千円)

###### (1) 啓発

- 【新】子ども・子育て支援活動団体への啓発活動
- 【既】子どもの性被害防止に関する講演会、出前講座等の実施
- 【既】児童福祉施設に対する監査及び虐待防止対策の確認
- 【既】市民や保護者への啓発活動

###### (2) 研修

- 【新】校長・園長を対象とした子どもの性被害防止に向けた研修
- 【新】スポーツ協会関係団体を対象とした子ども性暴力防止法の周知・研修
- 【新】保育園等職員を対象とした子どもの性被害防止専門研修
- 【新】児童育成クラブ支援員を対象とした子どもの性被害防止に向けた研修
- 【拡】小学校における「いのちの大切さを考える講演会」の充実
- 【既】教職員・保育士等を対象とした性被害等についての研修
- 【既】行政・関係団体職員等を対象とした性被害等についての研修
- 【既】保護者や高校生を対象とした性被害防止に関する研修

###### (3) 環境整備

- 【新】学校・公立保育園等における子どもへの不適切行為の明確化
- 【新】学校・公立保育園・公立幼稚園等の死角改善に向けた巡回点検
- 【新】公立保育園・公立幼稚園へのパーテーション等の設置
- 【新】スクールカウンセラーの常駐・正規化を見据えた検討  
(※「2早期発見(2)通報・報告」、「3被害者支援(1)相談・ケア」の役割も担う)
- 【既】保育士・教職員採用時の性暴力等による資格取消者の確認
- 【既】カウンセリングが必要な児童生徒数調査
- 【既】児童相談所及び一時保護所に対する第三者評価の実施
- 【既】子どもの権利擁護に関する普及啓発等の実施

###### (1) 環境整備・警備・見守り

- 【新】「盗撮カメラ探知機」の購入・巡回調査
- 【新】学校の正門・通用門への防犯カメラの設置
- 【新】公立保育園出入口等への防犯カメラ等の設置
- 【新】公立保育園・学校内への防犯カメラの設置検討
- 【新】児童育成クラブ専用施設への防犯カメラ等の設置
- 【新】公設児童館への防犯カメラの設置
- 【新】子どもセンターの防犯カメラ・ITV設備の改修
- 【既】児童福祉施設等の防犯カメラ等設置補助  
(※防犯カメラ設置等は、「1未然防止(3)環境整備」の役割も担う)

###### (2) 通報・通告

- 【新】子どもを守る相談票の導入
- 【新】子どもの安全確保措置の構築
- 【拡】警察等関係機関との連携体制の強化
- 【既】児童相談所における性被害・性問題に関する相談対応

##### 3 被害者支援

150,719千円(+7,100千円)

###### 相談・ケア

- 【新】直接弁護士に相談できる「スクールロイヤー」制度を整備
- 【既】「子どもホットライン」などの相談窓口による相談対応
- 【既】子ども家庭センター等で、性的虐待等への相談対応を実施
- 【既】児童・保護者への相談機関一覧の配布

3,000千円(+3,000千円)

- 【新】「熊本市子どもの性被害防止条例(仮称)」の制定

# 条例制定の進め方・スケジュール

# 1 条例制定の進め方

- 条例制定に向け、こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会委員の皆様からいただいたご意見をとりまとめ、事務局で（案）を作成。
- 「骨子案」➡「素案」の順にご審議いただく。

## 1. 「骨子案」

前文、目的、基本理念、市の責務、市民の責務、事業者等の責務、その他、地域の実情にあった取組の方向性等、条例に盛り込むべき内容や施策等について、その全体像を「章立て」の形などで示したもの。



## 2. 「素案」

骨子案をもとに、実際の条文形式に整理したもの。

パブリックコメントを求めることができる程度に正式な条例に近い形にまとめる。

※「ガイドライン」・・・条文理解のため、その意味や背景等を整理するとともに、条例に基づき推進する取組を盛り込んだもの。条例と併せて作成予定。

## 2 条例制定スケジュール(案)

### ■こどもの性被害防止条例(仮称)検討委員会

- ・ 令和8年7月 委員意見・アンケートを踏まえ整理した条例骨子案について検討
- ・ // 10月以降 条例素案の検討 (3回程度)
- ・ 令和9年4月 条例最終案(議会上程案)の決定

年度	令和8年度										令和9年度	
時期	5~6月		7~9月			10~12月			1~3月		4~6月	
検討内容			○ 条例骨子案			● 条例素案			◎ 条例最終案		上程 公布	
検討委員会	○ 第1回検討委員会 ・意見交換 ・条例構成の議論		○ 第2回検討委員会 ・骨子案審議			● ● ● 第3回~第5回検討委員会 ・素案審議			◎ 第6回検討委員会 ・パブコメ報告 ・議会上程案決定			
政策会議			○						●			
議会		○	○						●		◎	
市民参画 (PI ※)	▲ こども・若者・子育て当事者 からの意見聴取 (アンケート)		▲ ▲ ▲ こども・若者・子育て当事者 からの意見聴取 (ワークショップ)						▲ パブコメ			

※PI:市の施策の計画段階から実施段階までのさまざまな段階において、市民の皆さんに情報を提供したうえで、皆さんの意見(ニーズ)を聴き、反映しながら事業を進めていくための、市民参画の考え方や手順のこと  
(市ホームページ:「市民参画におけるPI(パブリックインボルブメント)について」より抜粋)

# 議題Ⅰ 条例制定に向けた論点整理

## (1) 条例が想定する範囲について

- 以下の図のうち、条例が想定する範囲をどのように設定するか
- 大人から子どもへの性暴力を対象とするか、子ども同士の性暴力も含めるか

### 子ども性暴力防止法の適用範囲

#### ① 学校、児童福祉施設等

- ・国公立・私立の学校（幼稚園・小中高校・特別支援学校など）
- ・認定子ども園、認可保育所
- ・児童相談所
- ・児童福祉施設（乳児院、児童養護施設 など）
- ・障害児入所・通所施設

#### ② 民間教育保育等施設・事業

- ・認可外保育所
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾
- ・スポーツクラブ など

うち、一定期間、家庭外の場所において、複数の指導者が継続的に対面で子どもに教える活動を行う施設等で、国の「認定」を受けた事業者

#### ③ 家庭

- ・自宅、親族の家など

#### ④ 公共空間・公共の場

- ・路上、繁華街、公共交通、公園、イベントなど

## (2) 本条例の位置づけ・性質について

- 理念条例とし、具体的な取組等についてはガイドラインで補完するものとするか
- 行為の禁止や規制を伴うことを含めたものとするか

## (3) こども性暴力防止法等との関係について

- 国法を前提として、地域で機能させる（実効性をもたせる）ための補完的条例とするか
- 国法に加えて、市独自の規定を設けるものとするか

## (4) こどもや性暴力の範囲について

- 本条例において、対象や範囲をどの程度明示するのが適切か  
（例：こどもの年齢や性暴力の定義を条文で定めるか、主として想定する関係性や場面を示すにとどめるか）

## (5) 責務規定の範囲について

- 責務規定をどの主体に設定すべきか（例：市、学校、事業者、保護者、市民など）
- 各主体の責務規定の位置づけをどう整理すべきか  
（例：義務とするか、努力義務とするか、役割や姿勢を示すにとどめるか）

## (6) 加害者支援の位置づけについて

- 加害者（こども、大人）支援の位置づけをどう考えるか

# 【参考】他自治体条例の構成比較






		大阪府	福岡県	茨城県	長野県	三重県
		大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	茨城県性暴力の根絶を目指す条例	長野県子どもを性被害から守るための条例	三重県性暴力の根絶をめざす条例
主な対象		18歳未満	県民全体	県民全体	18歳未満	県民全体
前文	前文	○	-	-	-	○
①総則	目的	○	○	○	○	○
	定義	○	○	○	○	○
	基本理念	○	○	○	○	○
②役割・責務	県の責務・役割	○	○	○	○	○
	市町村の責務・役割	-	○	○	-	○
	学校等の責務・役割	-	○	○	○	○
	事業者の責務・役割	○	○	○	○	○
	保護者の責務・役割	-	-	-	○	-
	県民の責務・役割	○	○	○	○	○
	医療機関等の役割	-	○	○	-	○
	民間支援団体の役割	-	-	-	-	○
③予防・啓発	啓発活動等	○	○	○	○	○
	教育の推進	○	○	○	○	○
	人材育成・研修	-	○	○	○	○

# 【参考】他自治体条例の構成比較

		大阪府	福岡県	茨城県	長野県	三重県
		大阪府子どもを性犯罪から守る条例	福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例	茨城県性暴力の根絶を目指す条例	長野県子どもを性被害から守るための条例	三重県性暴力の根絶をめざす条例
④相談・発見	早期発見・早期対応	○	○	-	-	○
	相談体制の整備	-	○	○	○	○
⑤被害者支援	被害者等の支援	-	○	○	○	○
⑥加害者	住所等の届出義務	○	○	○	-	-
	社会復帰支援	○	○	○	-	○
⑦禁止行為	禁止行為	○	○	-	○	-
⑧罰則	罰則	○	○	-	○	-
⑨推進	推進体制の整備	-	○	○	-	○
	関係機関との連携	-	○	○	-	○
	個人情報の管理	○	-	○	-	○
	規則等への委任	○	○	-	-	○
	財政上の措置	-	-	○	-	○
⑩その他	適用上の注意	○	-	-	○	-
	市町村への支援	-	-	○	○	○
	その他	○	-	-	○	○

## 議題2 市民からの意見聴取

# 市民からの意見聴取（案）

年度	令和8年度										令和9年度			
時期	5～6月		7～9月			10～12月			1～3月		4～6月			
市民参画 (PI ※)	 ① 子ども・若者・子育て当事者 からの意見聴取 (アンケート)		   ② 子ども・若者・子育て当事者 からの意見聴取 (ワークショップ)							 ③ パブコメ				

※PI: 市の施策の計画段階から実施段階までのさまざまな段階において、市民の皆さんに情報を提供したうえで、皆さんの意見（ニーズ）を聴き、反映しながら事業を進めていくための、市民参画の考え方や手順のこと  
 （市ホームページ:「市民参画におけるPI（パブリックインボルブメント）について」より抜粋）

## 《意見聴取案》

手法	目的	実施内容
① アンケート (内容案はP21～参照)	めざす姿や各主体の責務・役割、基本施策を検討するための市民意見の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対象:市民(「18歳までの子ども」「おとな」で分けて実施)</li> <li>■ 内容案:未然防止・早期発見・被害者支援 →“体験談の再現”は聞かずに安心の条件などを聴く</li> <li>■ 方法:市アンケートシステム(LoGoフォーム)を活用</li> <li>■ 周知:市政だよりや市公式SNS、保護者と学校等の連絡アプリ「すぐーる」等を通じて案内</li> </ul>
② ワークショップ	各主体の責務・役割、基本施策について、より具体的に検討するための市民意見の抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「子ども(小学生)」「子ども(中高生)」「保護者」を対象に3回に分けて実施。30名程度/回の予定。</li> <li>■ 内容案:未然防止・早期発見・被害者支援に関する困りごとを聴き、必要な仕組みを議論する。</li> </ul>
③ パブコメ	条例(素案)への市民意見反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 素案及び付属資料を市ホームページ、情報公開窓口、区役所等で公表し、市民意見を募集</li> </ul>

# 市民からの意見聴取（案）

## ① アンケート（案） （期間）令和8年6月中旬～ 1か月程度を想定

（こども向け）※小学生（高学年）、中学生、高校生で表現を変更

1. 年齢
2. 性別

### 【認知度】

3. みなさんが学校や塾、習い事などで性的に嫌な思いをすることがないよう、国が「こども性暴力防止法」を作っていることを知っているか？

### 【状況把握】

4. みなさんの周りで、大人から性に関して嫌なことを言われたり、されたりして悩んでいる友達がいたり、相談を受けたりしたことはあるか？

### 【おとな側の行動規範／安全な環境整備】

5. みなさんが性的に嫌な思いをすることなく、安心して過ごせるよう、おとなや学校にどんなことをしてほしいか？
6. おとなや学校にしないでほしいことは？

### 【予防教育】

7. みなさんが性的に嫌な思いをすることなく、安心して過ごせるよう、おとなや学校から教えてほしいことは？

### 【相談のしやすさ】

8. 学校や塾、習い事などで起こった、おとなからの性的な嫌がらせや暴力について周りの人に相談したいとき、どうしたら相談しやすくなると思うか？
9. 学校や塾、習い事などでおとなに相談をする場合、どんな方法が相談しやすいか？

### 【支援／情報の保護、権利の保障】

10. みなさんの周りで、おとなから性に関して嫌なことを言われたり、されたりして悩んでいる友達がいた場合、どのような支援が必要か？

### 【その他】

11. 安心できる学校や塾、習い事などにするために、熊本市に期待すること・伝えたいこと

（おとな向け）

1. 年齢
2. 性別
3. 属性（子育て当事者など）

### 【認知度】

4. こどもたちが学校や塾、習い事などで性被害にあうことがないよう、国が「こども性暴力防止法」を作っていることを知っているか？

### 【状況把握】

5. みなさんの周りで、大人から性に関して嫌なことを言われたり、されたりして悩んでいるこどもたちがいたり、相談を受けたりしたことはあるか？

### 【おとな側の行動規範／安全な環境整備】

6. こどもたちが性的に嫌な思いをすることなく、安心して過ごせるよう、おとなや学校はどんなことをした方がいいと思うか？

### 【予防教育】

7. こどもたちが性的に嫌な思いをすることなく、安心して過ごせるよう、おとなや学校はどのようなことを教えた方がいいか？

### 【相談のしやすさ】

8. 学校や塾、習い事などで起こった、おとなからの性的な嫌がらせや暴力について、こどもたちが周りの人に相談したいとき、どうしたら相談しやすくなると思うか？
9. こどもたちが学校や塾、習い事などで相談をする場合、相談を受けるおとなは、どのような聞き方であればこどもたちが話しやすいと思うか？

### 【支援／情報の保護、権利の保障】

10. おとなから性に関して嫌なことを言われたり、されたりして悩んでいるこどもがいた場合、どのような支援が必要か？

### 【その他】

11. こどもたちにとって安心できる学校や塾、習い事などにするために、行政に期待すること・伝えたいこと

※小学生は性的に嫌な思いや支援等の文言の理解が難しい場合があるため、どのような行動が該当するのか等をアンケートとあわせて提示する。

# 市民からの意見聴取（案）

## ① アンケート（案） （期間）令和8年6月中旬～ 1か月程度を想定

### （事業者向け）

1. 年齢
2. 性別
3. 属性（教育・保育関係者など）

### 【認知度】

4. こどもたちが学校や塾、習い事などで性被害にあうことがないよう、国が「こども性暴力防止法」を作っていることを知っているか？

### 【状況把握】

5. みなさんの周りで、大人から性に関して嫌なことを言われたり、されたりして悩んでいるこどもたちがいたり、相談を受けたりしたことはあるか？

### 【おとな側の行動規範／安全な環境整備】

6. こどもたちが性的に嫌な思いをすることなく、安心して過ごせるよう、おとなや学校・事業者はどんなことをした方がいいと思うか？

### 【予防教育】

7. こどもたちが性的に嫌な思いをすることなく、安心して過ごせるよう、おとなや学校・事業者はどのようなことを教えた方がいいか？

### 【相談のしやすさ】

8. 学校や塾、習い事などで起こった、おとなからの性的な嫌がらせや暴力について、こどもたちが周りの人に相談したいとき、どうしたら相談しやすくなると思うか？
9. こどもたちが学校や塾、習い事などで相談をする場合、相談を受けるおとなは、どのような聞き方であればこどもたちが話しやすいと思うか？

### 【支援／情報の保護、権利の保障】

10. おとなから性に関して嫌なことを言われたり、されたりして悩んでいるこどもがいた場合、どのような支援が必要か？

### 【その他】

11. こどもたちにとって安心できる学校や塾、習い事などにするために、行政に期待すること・伝えたいこと